

CULTURE & ARTS BULLETIN

請求を行ったものです。

欧州連合商標規則 59 条 1 項 (b) は、出願人が商標の出願時に悪意を有していた場合 (acting in bad faith)、当該商標は無効とされることを定めています。そして、出願人が出願時に商品役務に関して商標を使用する意図を持たず、誠実な慣行に反する形で第三者の利益を損なう意図又は商標の機能外の目的のために排他的な権利を得る意図で商標登録の出願を行った場合には、かかる bad faith を構成すると考えられています。

Pest Control と Full Colour が、欧州連合知的財産庁において、バンクシー作品の商標登録の有効性を争うのは、本事案が初めてではありません。“花束を投げる人のモチーフ”の商標登録²の有効性に係る審判においては、出願人である Pest Control による商標の使用開始が無効審判の申立ての後に開始され、当該商標の使用は EU 法を潜脱する意図であることがバンクシー自身から表明されていたことなどから、Pest Control の意図が上記要件に該当するものであったとして bad faith が認定され、商標登録は無効と判断されています。

本事案においても、取消部は、2021 年 5 月 18 日、上記先行する判断と同様に出願人の bad faith を認定し、“猿のモチーフ”の商標出願を無効としました。これに対して、審判部は、出願時に出願人が商標を使用する意図を有していなかったことは立証されなかったとして、冒頭記載のとおり、2022 年 10 月 25 日、取消部の決定を破棄する判断を行いました。争点は多岐にわたりますが、本事案の判断においては、商標登録からの 5 年間の間に“猿のモチーフ”の使用を開始した事実があることが、“花束を投げる人のモチーフ”に関する商標登録の有効性が争われた先行事案との差異として強調されています。³

本事案の審判部の決定については決定の通知日から 2 カ月以内に一般裁判所に訴訟提起できるとされているところ (欧州連合商標規則 72 条 5 項)、本事案における審判部の決定に対して Full Colour が一般裁判所への訴訟提起を行っている可能性もあり、今後の展開に注目を要します。

(高橋 悠)

2. 米国で投資家が人気 NFT コレクション関係者へ集団訴訟を提起

カリフォルニア州の法律事務所 Scott+Scott は、米国の NFT 制作スタジオである Yuga Labs 社が展開する有名 NFT コレクションである Bored Ape Yacht Club (以下「BAYC」といいます。) 及び同社がローンチに関与した仮想通貨である Ape Coin について、これらのトークンを購入するよう投資家を不適切に誘導したとして、同社及びその関係者に対し、投資家に代わり集団訴訟を提起したことを発表しました。

Scott+Scott が提出した訴状によれば、投資家である原告らは、Yuga Labs 社がマ

² 出願番号 012575155 (<https://euipo.europa.eu/eSearch/#details/trademarks/012575155>)

³ バンクシーは、匿名での活動が特徴的なアーティストですが、本事案及び前回事案のいずれにおいても、当該匿名性が bad faith の認定に直接の影響を与えたわけではありません。

CULTURE & ARTS BULLETIN

ドンナやパリス・ヒルトンのようなセレブに報酬を渡して BAYC 及び Ape Coin の販売促進活動を行わせていたにも関わらず、それを公表しなかったことにより、原告らに BAYC 及び Ape Coin の価値について誤解を生じさせたと主張しています。原告らによれば、Yuga Labs 社は、ハリウッドのタレントマネージャーであるガイ・オセアリーや暗号通貨電子決済サービスである Moonpay を通じて、BAYC 及び Ape Coin の販売活動を行ったセレブへ活動の対価を支払っていたとのこと。

本訴訟の主要な争点の一つは、NFT である BAYC が米国証券取引法⁴上の「証券（有価証券）」に該当するか否かという点であると報じられています。BAYC が有価証券に該当する場合、Yuga Labs 社は BAYC の公募にあたって米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に登録届出書を提出して BAYC の価値に関する正確な情報を登録・開示しなければならなかったにもかかわらず（米国証券取引法 5 条）、これを行わなかったこととなります。

米国証券取引法は、株式、債権、約束手形などの特定の名称を有する金融商品に加えて、債務の証拠、投資契約、利益配分契約の持分証書など、一定の法的性質を有する商品を「証券」と定義しています（米国証券取引法 2 条（a）（1）、米国証券取引所法⁵ 3 条（a）（10））。そして、上記の「証券」該当性の判断に当たっては、Howey テスト⁶と呼ばれる投資取引に関する基準が用いられるところ、Howey テストでは商品の形式よりも経済的実質が重視されるため、NFT についても取引実態を考慮して「証券」該当性が肯定される可能性があるとい一般的に解されています。

米国における NFT の「証券」該当性について、SEC から統一的な見解は示されてはいないものの、今般 SEC が複数の NFT プロジェクトの「証券」該当性を判断するための調査を行っていることが報じられています。本訴訟は NFT に対する規制強化を要求する動きの一環ともとらえることができ、本訴訟での裁判所の判断には注目が集まります。

（瀧山 侑莉花）

3. 東京地裁、「ファスト映画」の投稿者に対して計 5 億円の賠償を命じる判決

東京地裁は、2022 年 9 月 21 日、いわゆるファスト映画（映画を 10 分程度に編集して作成した動画）を、動画投稿サイト You Tube に投稿した被告らに対して、映画製作・配給等を目的とする会社である原告らの著作権（翻案権及び公衆送信権）の侵害を認めて、原告らの請求どおり合計 5 億円の損害賠償を命じる判決を下しました。

本件では、被告らは原告らの主張は何ら争っていなかったため、著作権侵害の事実が認められることを前提に、損害額の算定については、著作権侵害の場合の損害額の

⁴ Securities Act of 1933

⁵ Securities Exchange Act of 1934

⁶ Howey テストでは、共同事業に対する金銭の出資であり、他社の事業活動から利益が合理的に発生し、当該利益を得ることができるものが、「証券」とされています（SEC v. W. J. Howey CO., 328 U. S. 293(1946).）。

CULTURE & ARTS BULLETIN

794年に平安京が造られたが、その大内裏等は現存していない。現在の地図では、京都御所が大内裏、烏丸通が朱雀大路のように見えるが、平安京の大内裏は、ずっと西の方であり、朱雀大路にあたるのは、千本通であって、大内裏の中心である大極殿は、千本丸太町あたりにあったとのことである。平安京は、右京が次第に廃れ、左京が発展していったが、左京にあたる地域は、何時代もの遺跡が複雑に重なり合っているため、特別一般遺跡として慎重に取り扱われている。なお、右京、左京は、大内裏から見て、右左であり、地図とは逆になる。大内裏の跡地には、1587年に豊臣秀吉が聚楽第を造営し、ここで政務をとった。1591年に秀吉は、豊臣秀次を後継者と定め、聚楽第も秀次に譲った。しかしながら、1595年、秀次は切腹となり、聚楽第も徹底的に破壊されたといわれており、現在は、普通の市街地になっている。

摂関政治、院政期を経て、武家政権を樹立したのが平清盛である。平清盛は、五条大橋の南東に当たる六波羅の地に本拠を構えた。そして、鎌倉時代には、六波羅には、六波羅探題が置かれたが、1333年に足利尊氏によって滅ぼされた。六波羅館、六波羅探題も現存しておらず、六波羅蜜寺の付近にあったと思われる。

1378年に足利義満が花の御所と呼ばれる邸宅を建て、室町幕府の根拠地となった。場所は、室町今出川あたりであり、室町通に正門があったということである。室町時代の名前の由来が京都の小さな通りの名前であることには、現地に行かれると驚かれることであろう。こちらも概ね市街地となっている。

そして、「人よむなしい応仁の乱」、1467年から11年間にわたり、全国の大名が東軍と西軍に分かれて京都で戦い、京都の街も荒廃した。西軍の総大将である山名宗全が陣を構えたのが西陣織で有名な西陣であり、千本今出川あたりである。京都は、第2次世界大戦の被害をあまり受けなかったため、京都で「前の戦争」というと応仁の乱を指すというのは、定番のジョークである。実際は、第2次世界大戦でも、少ないながらも戦災はあり、清水周辺に空襲があったという話を祖母から聞いたことがある。

話がそれるが、京都では、来客に帰って欲しいときに、「ぶぶ漬けてもどうぞ」と言うという有名なジョークがあるが、筆者の祖父母の世代でもそんなことを言う人は見たことがない。聞く人によって肯定の意味とも否定の意味ともどちらでも解釈できるようはっきりしたことを言わないのが京都話法であり、これだけはっきり意味が知れ渡った言葉は、もはや京都話法として成立しない。

1582年、本能寺の変で織田信長が明智光秀に討たれた。信長は、妙覚寺を京都での宿所としたが、本能寺の変の際には、織田信忠が妙覚寺を使用していたため、本能寺を宿所としたとのことである。本能寺は、現在、寺町御池あたりにあるが、これは、豊臣秀吉が移築させたものであり、本能寺の変の時には、もっと西南の蛸薬師西洞院あたりにあった。元の本能寺の跡地は堀川高校本能学舎（旧本能小学校）となっている。

豊臣秀吉は、京都の街の大改造を行い、周囲を取り囲むように土塁を構築した。

CULTURE & ARTS BULLETIN

この土塁は、御土居と呼ばれている。御土居は、北野天満宮の境内等に残っているが、かなりの部分が取り壊された。また、秀吉は、聚楽第の後、伏見城に本拠を移したが、京都御所の中にも邸宅を構えていたことが知られていた。

ところが、2020年の発掘調査によって、邸宅と思われていたものは、聚楽第にもひけをとらない城であったことが判明した。これが京都新城であり、今世紀最大の発見と報道されている。

1864年、長州藩が会津藩・桑名藩等と武力衝突した禁門の変が発生した。京都御所の蛤御門で激しい戦闘が行われたため、蛤御門の変ともいわれており、蛤御門には、当時の弾痕が残っている。禁門の変でも京都の多くの部分が焼けたとのことである。

京都は、1200年もの歴史があり、その間に多くの建造物が建てられたり、壊されたりしているため、あらゆる場所に多くの埋蔵物が眠っていると推測される。旧二条城や京都新城は、まさに発掘調査の成果である。今回のコラムで取り上げた場所には、石碑が立っているので、歴史に思いをはせながら、巡ってみても面白いと思う。

([横山 経通](#))

【編集後記】

- ◇ 本号のトピックでは、EUにおけるバンクシーのアートモチーフの商標登録の有効性に係る審判、米国におけるNFTの販売促進活動に関する集団訴訟がとり上げられており、あらためて文化芸術がボーダーレスであることが認識されます。コンテンポラリー・アートの象徴ともいえるバンクシーやNFTと、コラムのテーマである京都の文化財とは、対極にあるようにも見えますが、御朱印のNFT化の実例も出始めており、また、今後バンクシーが京都の街並みにグラフィティを描くこともあるかもしれず、そのような意外性を持った融合にこそ文化芸術の可能性が秘められているように思います。
- ◇ ファスト映画に係る判決で適用された著作権法114条については、海賊版サイトによる被害の深刻化を踏まえ、現在改正に向けた検討が進められています。同判決がさらなる議論の活性化等に繋がり、創作活動の保護・救済に結実することが期待されます。
- ◇ 6月に配信を開始したMHM Culture & Arts Journalも、皆さまの励ましや応援のおかげで、定期的な配信を継続し、年の終わりを迎えることができました。この場をお借りして感謝申し上げます。今年掲載したトピックやコラム、判例解説が、皆さまの気付きやアイデアの端緒・きっかけとなったのであれば、大変嬉しく思います。より一層皆さまの知的好奇心を刺激できるよう、執筆担当者・編集担当者ともに精進してまいりますので、2023年も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所文化芸術PGでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journalへの掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：[小田 大輔](#)、[城戸 賢仁](#))